

平成 28 年度受付分  
調査対象とならなかった事例

～ 目 次 ～

(1) 地震災害に伴うごみの放置	2
(2) 市の危機管理体制	2
(3) 解体予定家屋の所有者への被災者支援	3
(4) 市道との境界立会い	3
(5) 公務災害の認定申請	4
(6) 交通指導員の委嘱	4
(7) 人事委員会事務局の対応	5

※ 苦情申立ての趣旨については、個人情報保護の観点及び未調査により事実確認できていないため、概略を掲載しております。

※ 調査しない理由については、個人情報保護の観点から、一部の文言は公表していません。

## **(1) 地震災害に伴うごみの放置**

### **【苦情申立ての趣旨】**

地震以降、熊本市は、有料ごみ袋に入れた震災ごみだけでなく、ペットボトルや資源ごみも、地震後対応策を講じず放置しています。近隣では異臭が発生したり、ごみ収集場所が不法投棄で埋もれてしまったり、道路の半分くらいはみ出していたりして、緊急車両の通行にも支障をきたしかねない状況です。

しかし、熊本市オンブズマンは、このような苦情であっても、私個人が迷惑していないので受け付けないという回答を繰り返してきました。

市民が困っている苦情を受け付けてこなかった熊本市オンブズマンが、このよう問題を引き起こす原因になっているのだと思います。

### **【調査しない理由】**

熊本市オンブズマン条例第6条は、オンブズマンの管轄を「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」と定めていますが、同条第5号により「オンブズマンの職務に関する事項」はオンブズマンの管轄から除かれています。

あなたの苦情申立ては、地震以降熊本市においてごみ収集に関する問題が生じているところ、このような問題を引き起こす熊本市になった原因は、申立人個人が迷惑していないという理由で市民が困っている苦情を受け付けてこなかった熊本市オンブズマン制度にあるという趣旨のもので、オンブズマンの職務に関する苦情と認められますので、熊本市オンブズマン条例第6条第5号に基づきオンブズマンの管轄外であると判断し、苦情を調査しないものとなりました。

## **(2) 市の危機管理体制**

### **【苦情申立ての趣旨】**

熊本市は、熊本市自治基本条例第23条にあるような公的オンブズマンを設置していない。特に危機管理体制につながる市民からの苦情意見が多数あったにもかかわらず、熊本市オンブズマンが公正または中立でないためにほとんど機能していない。熊本地震によって様々な市政の問題が噴出していることから明らかである。

### **【調査しない理由】**

熊本市オンブズマン条例第6条は、オンブズマンの管轄を「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」と定めていますが、同条第5号により「オンブズマンの職務に関する事項」はオンブズマンの管轄から除かれています。

あなたの苦情申立ては、熊本市オンブズマンが公正または中立でないという趣旨のもので、オンブズマンの職務に関する苦情と認められますので、熊本市オンブズマン条例第6条第5号に基づきオンブズマンの管轄外であると判断し、苦情を調査しないものとしまし

た。

### **(3) 解体予定家屋の所有者への被災者支援**

#### **【苦情申立ての趣旨】**

平成27年8月〇日の台風〇号のため、〇区〇〇丁目のA氏の持家が被災し、倒壊寸前の状態であった。補修しなければ、道路にくずれ落ちて、運悪く通行に当たった場合、重大な事故になるおそれがあるため、家主に頼んでいたが、手つかずのままになっている。

近所の人たちの情報によると市の予算で震災扱いとして解体を市に依頼しているらしい。地元住民として市の費用で解体することは大反対である。

#### **【調査しない理由】**

熊本市オンブズマンは、熊本市自治基本条例第23条により「市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関」として設置されることとなり、同条例を受けて制定された熊本市オンブズマン条例によって設置された機関です。

この熊本市オンブズマン条例第15条では、オンブズマンが調査することのできる事項に関し、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には調査の対象外である旨を定めています（同条第2号）。この「自身の利害を有」するとは、市の機関の業務の執行に関する事項及びその業務に関わる職員の行為によって、申立人自身が個人的な不利益や権利の侵害を受けた場合のことを言います。

あなたの苦情申立ての内容は、上記苦情申立ての趣旨及び面談の実施内容を踏まえれば、台風〇号で被災し、損壊したままになっていた家屋について、熊本地震による被災家屋等の解体・撤去制度を利用して解体することは税金の使い方としておかしいという趣旨のものであると解されます。

したがって、あなたの苦情申立ては、申立人自身が個人的な不利益や権利の侵害を受けた場合とは認められませんので、熊本市オンブズマン条例の規定に従って、オンブズマンの調査の対象外になります。

オンブズマンとしては、前記の条例に基づいて設置され、条例によって権限が与えられていることから、条例の規定により調査対象外とされる事項については、調査することができないことをご理解ください。

### **(4) 市道との境界立会い**

#### **【苦情申立ての趣旨】**

市道の中が1.8m位の道巾が現在2.4mに設定されているので調査をお願いします。

熊本市〇〇区〇〇町〇〇番地

#### **【調査しない理由】**

熊本市オンブズマン条例第 15 条は、「オンブズマンは、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該苦情を調査しないものとする。」と定めているところ、同条第 3 号により、「苦情の申立てに係る事実のあった日又は終わった日から 1 年以上経過しているとき。」はオンブズマンの調査対象外とされています。

申立人から聴取したところによれば、本件苦情申立ては、平成 19 年頃に実施された境界立会いにおいて、申立人の所有地と市道との境界が誤った位置で確定されたため、苦情を申し立てるといふ趣旨のものでありますので、「苦情の申立てに係る事実のあった日…から 1 年以上経過しているとき」に該当すると認められます。

したがって、熊本市オンブズマン条例第 15 条第 3 号に従い、本件苦情申立ては調査しないこととしました。

## **(5) 公務災害の認定申請**

### **【苦情申立ての趣旨】**

熊本市の嘱託員をしていた当時、外勤先で犬にかみつかれた際の公務災害認定申請について

### **【調査しない理由】**

熊本市オンブズマン条例（以下「条例」という。）第 15 条は、「オンブズマンは、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該苦情を調査しないものとする。」と定めているところ、同条第 3 号により、「苦情の申立てに係る事実のあった日又は終わった日から 1 年以上経過しているとき。」はオンブズマンの調査対象外とされています。

別紙申立書記載の内容から、本件苦情申立ては、申立人が〇〇嘱託員として勤務中に犬に噛まれるという事故が発生し、公務災害認定申請をしたにもかかわらず、当該申請にかかる手続きが適切に行われなかったことに納得できないという趣旨のもので認められます。

しかし、別紙申立書の記載内容によれば、本件苦情申立てに係る公務災害認定申請及びそれに関連する〇〇課長等の行為は 1 年以上前に行われたものと認められ、本件苦情申立ては、申立てに係る事実のあった日から 1 年以上経過していると判断されます。

したがって、条例第 15 条第 3 号に従い、本件苦情申立ては調査しないこととしました。

## **(6) 交通指導員の委嘱**

### **【苦情申立ての趣旨】**

交通安全指導員の交替とそれについての市役所の対応について

### **【調査しない理由】**

熊本市オンブズマン条例第 15 条第 5 号では、「前各号に掲げるもののほか、調査が相当でないと認められるとき。」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされています。

あなたが申し立てられた平成 28 年度第 10 号の苦情については、平成 28 年 4 月〇日に申し立てられて以降、その趣旨を特定する作業を行ってきましたが、いまだ特定するに至っておりません。

苦情申立ての趣旨が特定できない場合には、オンブズマンは調査をすることができませんので、本件は、上記の「調査が相当でない認められるとき」に該当し、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、本件においては、申立て後に熊本地震が発生しており、それに伴う様々な事情がおりであったものと推察いたします。本件に関しては、熊本市オンブズマン条例所定の要件を充たす限り、再度苦情を申し立てることが可能ですので、その場合には苦情申立ての趣旨を明確にした上で、改めて苦情申立てをご検討ください。

## **(7) 人事委員会事務局の対応**

### **【苦情申立ての趣旨】**

人事委員会規則の取り扱いについて

### **【調査しない理由】**

本件苦情申立ての趣旨は、申立人は、人事委員会事務局に上記の意見書を提出したが、同事務局に直接話に行った際に、具体的な対応は何も望めないということであったので、オンブズマンに公平中立に対応いただきたいというものでした。ところが、その後、人事委員会から回答が届いたということです。

上記意見書は、人事委員会は、申立人の不利益処分についての不服申立てを受理し、処分庁に「期限を定めて」答弁書の提出を求めたが、処分庁は期限までに答弁書を提出せず、期限経過後に作成提出したのに、人事委員会がこれを受理したことは「不利益処分についての不服申立てに関する規則」に反して許されないので、人事委員会事務局に当該主張に対する正式な回答を文書で求めるという内容でした。その後、申立人からいただいた追加の情報によると、人事委員会から回答が届いたが、その内容は、処分庁が作成した答弁書のような内容で、自己の正当性を一貫して主張し、そのための理由付けを行うばかりのものであるとのことでした。

本件苦情を調査、判断するに当たっては、その中心的論点である、期限経過後に作成された答弁書の受理の当否についても調査、判断することが避けられませんが、それは、不服申立ての審理手続内で人事委員会が判断すべき性質のもので、オンブズマンの「調査が相当でない認められるとき」に該当し、調査の対象外と判断せざるを得ません（熊本市オンブズマン条例〔以下「条例」という。〕第 15 条柱書き、同条第 5 号）。

また、申立人が上記意見書や追加の情報で問題にされている事項は、申立人もご指摘のように「不服申立中の本案件にかかわる内容」であると認められますので、「裁決等を求め現に係争中の事項」に該当し、オンブズマンの管轄からは除かれることとなり（条例第 6

条柱書き、同条第 1 号)、調査の対象外となります (条例第 15 条柱書き、同条第 1 号)。

本件の苦情申立てについて、調査を行うかどうかを慎重に検討いたしましたが、上記の理由により、調査をしないものとなりました。